

令和3年2月19日

会員各位

鎌倉市医師会 会長 山口 泰  
公衆衛生担当 理事 今井 一登

## 接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。  
こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏  
日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
( 公 印 省 略 )

### 接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について

新型コロナウイルス感染症の予防接種を行う体制の構築については、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月21日付(健Ⅱ440F))等にてお知らせしているところです。

今般、厚生労働省より、同通知別添1の別紙「医療従事者等の範囲」が下記の通り改正され、本会宛て周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

#### 記

#### 1. 医療従事者等の具体的な範囲の明確化

「2. (1) (対象者に関する留意点)」に以下3点を追加

- ① 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれること。
- ② 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできること。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれること。
- ③ バックヤードのみの業務を行う職員や、単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とならないこと。

#### 2. 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等の範囲の明確化

「2. (3) (対象者に関する留意点)」を追記

(参 考)

「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」  
(令和3年1月21日付(健Ⅱ440F))

[https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel\\_corona/2020ken2\\_440.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2020ken2_440.pdf)

「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」(令和3年2月3日付  
(健Ⅱ462)(介196))

[https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel\\_corona/2020kai\\_196.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2020kai_196.pdf)